

教育だよりちば広告掲載事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、教育だよりちばへの広告の掲載に関し千葉市広告掲載要綱（平成18年3月3日施行）第4条第1項の規定に基づき、広告の掲載の決定その他の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置及び規格)

第2条 前条に掲げる広告媒体の広告の掲載位置及び規格は、別表のとおりとする。

(広告の募集)

第3条 広告の募集は、第2条に掲げる広告媒体について行うものとする。

2 広告の募集事務は、当該広告媒体の刊行に係る業務を受託した事業者に委託して実施することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は市にとって有利であると認める場合は、広告の募集その他の手続を広告又は宣伝業務を行う事業者に委託して実施できることとし、その場合の広告の募集その他の手続きについては別に定める。

(広告掲載の申込み)

第4条 広告の掲載の申込みは、市長に対し広告掲載申込書（様式第1号）を提出して行うものとする。

(広告掲載の決定)

第5条 市長は、前条の規定による広告掲載申込書の提出があったときは、当該広告の掲載の可否を千葉市広告掲載要綱、千葉市広告掲載基準その他の規程に基づき判断し、決定する。

2 前項の規定による決定において、広告掲載可能者が複数いる場合は、決定すべき人数をあらかじめ定めた上で、これらの者によるくじ引きにより決定するものとする。

3 市長は、前2項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載を可とする者には広告掲載決定通知書（様式第2号）により、広告掲載を否とする者には広告非掲載決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(広告掲載に係る契約)

第6条 前条第3項に規定する広告掲載決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、速やかに市と広告掲載に関する契約を締結するものとする。

(広告掲載料)

第7条 第2条に掲げる広告媒体に関し広告主が市に対して支払う広告掲載料の額は、別に定める。

2 第6条第2項の規定による決定において、一の広告枠に複数の広告主を割り当てる場合には、該当する広告掲載料の額を割当人数で除した額を広告掲載料とする。

3 広告主は、市長が別途定める時期までに、広告掲載料を支払うものとする。

(広告主の責務)

第8条 広告主は、自己の広告に関する一切の責任を負担するものとする。

(広告原稿の作成等)

第9条 広告主は、広告原稿の作成等に係る一切の経費を負担するものとする。

2 広告主は、市長の指示に従い広告原稿を提出するものとする。

3 市長は、広告原稿に記載された内容、デザイン等が広告掲載申込書の内容と相違する場合その他公益に反すると判断した場合には、広告主に対しその是正を求めることができるものとする。

(広告内容、デザイン等の協議)

第10条 広告の内容、デザイン等については、市の信用性、信頼性等を損なうことのないよう、市と広告主が協議するものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主が指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。

(2) 広告主が第10条第2項の規定による指示に従わないとき。

(3) 広告主が第10条第3項の規定による市の是正の請求に応じないとき。

(4) 広告主が第11条の協議に応じないとき。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、第10条第2項の規定による広告原稿の提出後は、広告の掲載を取り下げることはできない。

2 前項の規定に反して広告主が広告の掲載を取り下げた場合にあっては、広告掲載料は返還しない。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、広告の事務処理に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表 広告の掲載位置及び規格

広告媒体 の区分	掲載位置	1 枠の規格
第 2 条 第 1 号	全 8 頁のうち 8 頁目の全部	縦 262mm×横 178mm

様式第 1 号

教育だよりちば広告掲載申込書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

名称及び代表者の氏名
事務所又は事業所の所在地



教育だよりちば広告掲載事務処理要領第 5 条の規定により、下記のとおり広告掲載を申し込みます。申し込みに当たっては、同要領を遵守します。

記

1 広告内容

2 業種

3 広告掲載を希望する広告媒体と掲載枠

4 担当者連絡先

- (1) 氏 名：
- (2) 電話番号：
- (3) FAX 番号：
- (4) E メールアドレス：

様式第 2 号

広告掲載決定通知書

年 月 日

名称及び代表者の氏名
事務所又は事業所の所在地

千葉市長

印

年 月 日付けにて申し込みのありました広告掲載について、広告を掲載することを決定しましたので、教育だよりちば広告掲載事務処理要領第 6 条第 3 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 広告内容

2 業種

3 広告掲載を決定した広告媒体と掲載枠

4 その他

広告掲載に当たっては、教育だよりちば広告掲載事務処理要領を遵守すること。

様式第 3 号

広告非掲載決定通知書

年 月 日

名称及び代表者の氏名
事務所又は事業所の所在地

千葉市長



年 月 日付けにて申し込みのありました広告掲載について、広告
掲載を不可と決定しましたので、教育だよりちば広告掲載事務処理要領第 6 条
第 3 項の規定により通知します。